



# 改正信書便法の施行に伴う留意点について

平成27年 10月 16日  
総務省 情報流通行政局  
郵政行政部信書便事業課

# 郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律の概要

郵便・信書便分野における規制の合理化を図るため、郵便及び信書便に関する料金の届出手続を緩和するとともに、特定信書便役務の範囲を拡大し、特定信書便役務に係る信書便約款の認可手続を簡素化する。  
(平成27年6月5日成立、6月12日公布)

## 法律の概要

### ○ 特定信書便役務の範囲の拡大

- ▶ 大型信書便サービス  
取り扱うことのできる信書便物のサイズを3辺計90cm超から3辺計73cm超まで拡大(A3サイズ大の封筒まで取り扱い可能に)
- ▶ 高付加価値サービス  
取り扱うことのできる信書便物の料金の額を1通1,000円超から1通800円超まで拡大

### ○ 信書便約款の認可手続の簡素化(標準約款制度の導入)

- ▶ 特定信書便事業者が、総務大臣が定めて公示した標準信書便約款と同一の信書便約款を定めたときは、総務大臣による認可手続を省略

### ○ 郵便・信書便に関する料金の届出手続の緩和

- ▶ 任意の特殊取扱の料金等郵便事業の収入に与える影響が軽微な料金のうち総務省令で定める料金を、事前届出制から事後届出制に緩和
- ▶ 一般信書便役務に関する付加サービスの料金についても、あわせて届出手続を緩和

#### 【施行期日】

一部の規定を除き、公布の日(平成27年6月12日)から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行  
(平成27年12月施行予定)

# 信書便事業の概要

## 一般信書便事業

…全国全面参入型

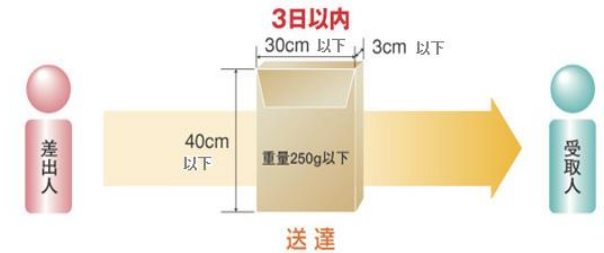
手紙や葉書など、国民生活にとって基礎的な通信サービスとして、軽量・小型の信書便物が差し出された場合に、全国において必ず引き受け、配達するサービス(一般信書便役務)の提供を必須として、全ての信書の送達が可能な事業

### 一般信書便役務:

軽量・小型の信書便物(長さ、幅及び厚さが各々40cm、30cm、3cm以下、かつ重量が250g以下)を差し出された日から原則3日以内に送達するサービス

全国を業務区域として、なるべく安い料金で、あまねく公平に利用できるように、次の参入要件を満たすことが必要。

- (1) 全国均一料金
- (2) 25g以下の信書便物の料金は、省令で定める上限(82円)以下
- (3) 随時・簡易な差出方法として信書便差出箱の設置(市町村の人口に応じ、全国に、満遍なく設置/約9.2万本)
- (4) 週6日以上での配達



## 特定信書便事業

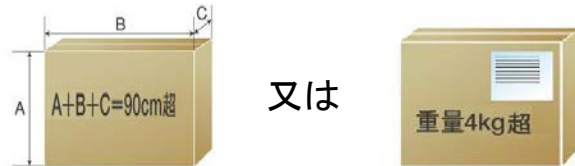
…特定サービス型

付加価値の高い特定の需要に対応するサービス(特定信書便役務)のみを提供する事業

### 特定信書便役務:

#### ① 大型信書便サービス(1号役務)

長さ・幅・厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの



例: 本庁・支庁間の巡回便

#### ② 急送サービス(2号役務)

信書便物が差し出された時から、3時間以内に当該信書便物を送達するもの



例: バイク便等の急送便

#### ③ 高付加価値サービス(3号役務)

料金の額が1,000円を下回らない範囲内において総務省令で定める額(国内における役務は1,000円)を超えるもの



例: 配達記録、電報類似サービス

料金の基準を1通800円超まで緩和

大ききの基準を3辺計73cm超まで緩和

## 各役務の条件

	大きさ及び重量	配達までの時間	料金	提供区域
①大型信書便役務	73cm/4kg超	—	—	—
② 3 時 間 役 務	—	3時間以内に配達	—	3時間以内に配達可能な区域
③高付加価値役務	—	—	1通800円超	—

## 各役務のサービス例

	主なサービス例
① 大型 信 書 便 役 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁と支庁等の中の文書等配送便(巡回、定期集配サービス)</li> <li>→ 積載効率の向上(普通自動車から軽四輪自動車へ。自転車等での送達)</li> <li>・貨物に同封された信書の送達</li> <li>→ コンパクトな信書便物の送達</li> </ul>
② 3 時 間 役 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バイク便等を利用した急送サービス</li> </ul>
③ 高 付 加 価 値 役 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メッセージカードの配達サービス</li> <li>→ 利用者ニーズに対応するサービスの多様化</li> <li>・遠距離への急送、高セキュリティサービス</li> <li>→ セキュリティの重要度による段階別サービスの提供</li> </ul>

# 改正信書便法施行の際に既に事業許可を受けている場合の取扱いについて

【既に事業許可を取得されている特定信書便事業者において、改正信書便法に基づき特定信書便役務の業務範囲を拡大される場合の留意点】

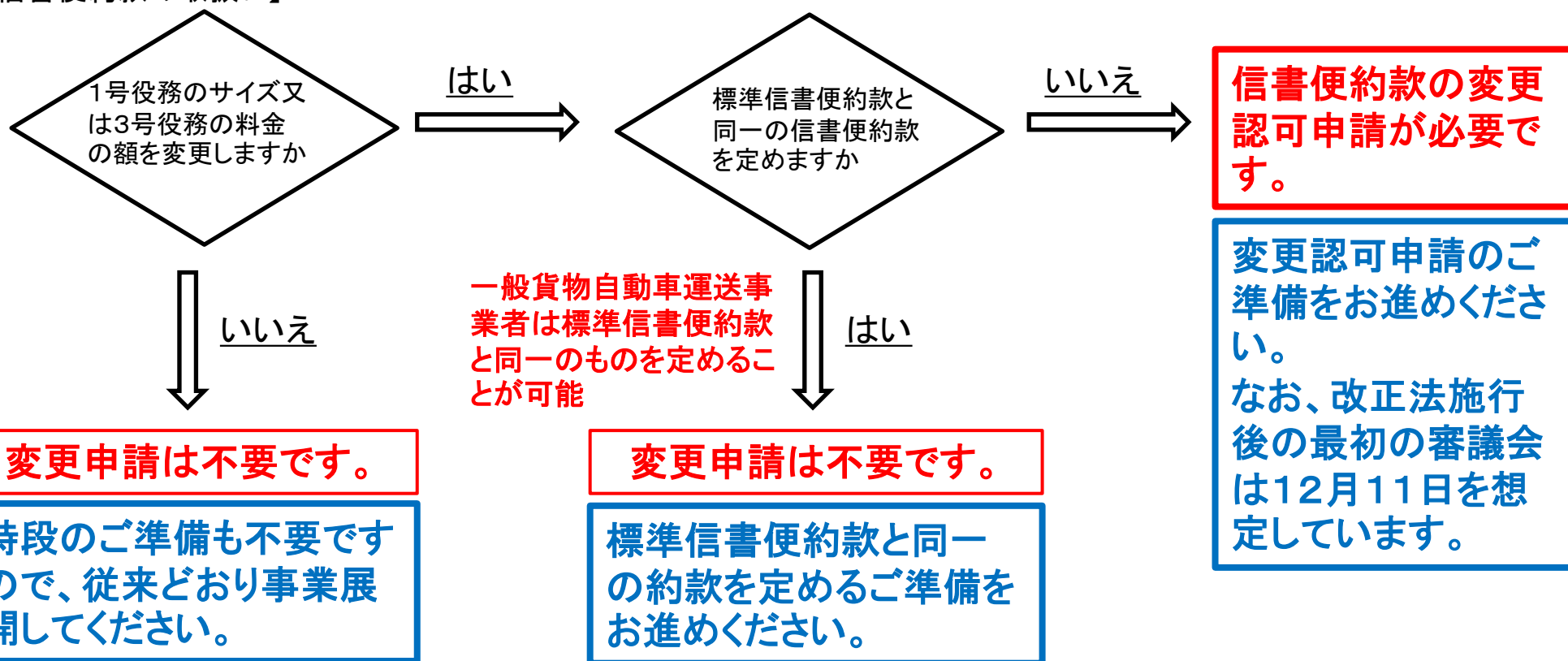
○事業許可…既に1号役務や3号役務で事業許可を取得されている場合は、事業計画の変更認可は必要ありません。

※ただし、新たに役務の種類を追加する場合や、特定信書便事業許可申請書の事業計画の「信書便物の引受けの方法」や「信書便物の配達の方法」が変更となる場合は、事業計画の変更認可が必要となります。

○信書便約款…「役務の名称及び内容」や「信書便物の大きさ及び重量の制限」について変更が生じることから、信書便約款の変更認可が必要となります。ただし、従来の信書便約款に代えて総務大臣が定めて公示した標準信書便約款と同一のものを定めた場合は、変更認可は必要ありません。

○信書便管理規程…信書便管理規程の変更認可は必要ありません。

## 【信書便約款の取扱い】



## 【施行期日】

公布の日(平成27年6月12日)から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行 (平成27年12月施行予定。)

# 改正信書便法施行後に事業許可等を取得する場合の取扱いについて

## 【改正信書便法施行後に特定信書便事業の許可を取得される場合の留意点】

○事業の許可⇒従来どおり、事業許可の申請が必要となります。

※ 信書便法施行規則の改正が予定されており、申請書の様式が一部変更となります。

○信書便約款⇒従来どおり、信書便約款の設定認可の申請が必要となります。

ただし、従来の信書便約款に代えて総務大臣が定めて公示した標準信書便約款と同一のものを定めた場合は、認可申請は必要ありません。

※ 信書便法施行規則の改正が予定されており、申請書の様式が一部変更となります。

※ 標準信書便約款を利用できる特定信書便事業者は一定の条件がありますので、注意が必要です。

○信書便管理規程⇒従来どおり、信書便管理規程の設定認可の申請が必要となります。

※ 信書便法施行規則の改正が予定されており、申請書の様式が一部変更となります。

## 【改正信書便法の施行期日】

改正信書便法の公布の日(平成27年6月12日)から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日  
(平成27年12月施行予定)

改正信書便法施行後の審議会は、平成27年12月11日及び平成28年2月を予定しています。

# 改正信書便法の施行に伴う改正信書便法施行規則及び標準信書便約款の概要（案）

総務省では、平成27年10月3日(土)から11月2日(月)まで、意見募集を実施中です。

([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01ryutsu14\\_02000051.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu14_02000051.html))

## 改正信書便法施行規則

- 1 3号役務について、取り扱うことができる信書便物の料金の額を1通1,000円超から800円超に拡大します。
- 2 様式の一部を改正します。
  - ・事業許可申請書及び事業概況報告書(改正前は営業概況報告書)⇒適用する約款のチェック欄を追加。
  - ・事業実績報告書⇒引受信書便物数実績は、各役務ごとに引受物数及び引受通数を記載。

## 標準信書便約款

### 1 標準信書便約款を定める場合の留意事項

- ・標準信書便約款と同一のものを定めた場合は、約款の認可申請は必要ありません。
- ・現在意見募集中の標準信書便約款は、一般貨物自動車運送事業者を対象としたものです。

### 2 約款の内容

第1章 総則⇒適用範囲(一般貨物自動車運送事業者を対象)、役務の名称及び内容(提供する役務の名称を記入) 等

第2章 信書便物の引受け⇒信書便物として差し出すことができないもの、大きさ及び重量の制限、内容の確認、引受場所、引受拒絶、料金の收受 等

第3章 信書便物の配達⇒配達を行う日、配達の完了、配達ができないときの措置 等

第4章 指図⇒指図 等

第5章 事故⇒事故の際の措置 等

第6章 責任⇒責任の始期、免責、損害賠償の額、料金の払戻し、時効 等

- ・国土交通省においても、貨物自動車運送事業法に基づく、本約款と同一の内容の約款案を意見募集中です。

(注)改正信書便法施行規則及び標準信書便約款(案)は、今後、審議会へ諮問し、答申を経て公布・施行されます。

様式第18(第35条関係)

特定信書便事業許可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号。以下「法」という。)第29条の規定により、特定信書便事業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 事業計画

(1) 特定信書便役務の種類

注 法第2条第7項各号に規定する特定信書便役務の種類別に該当するものを記載すること。該当するものが複数ある場合には、その全てを記載すること。

(2) 信書便物の引受けの方法

注 複数の種類の特定信書便役務を提供する場合にあっては、特定信書便役務の種類ごとに信書便物の引受けの方法を記載すること。

(3) 信書便物の配達の方法

注 複数の種類の特定信書便役務を提供する場合にあっては、特定信書便役務の種類ごとに信書便物の配達の方法を記載すること。

(4) 法第2条第7項第2号に係る特定信書便役務を提供しようとする場合にあっては、(1)から(3)までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

イ 提供区域又は区間

注 「東京都23区内」、「東京都千代田区、神奈川県横浜市相互間」のように記載すること。提供区域又は区間が複数ある場合には、その全てを記載すること。

ロ 信書便物の送達に用いる送達手段

注 複数の提供区域又は区間において法第2条第7項第2号に係る特定信書便役務を提供する場合にあっては、提供区域又は区間ごとに記載すること。

ハ 信書便物の送達が車両によって行われる場合にあっては、その事業の計画が道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定及び同法に基づく命令の規定を遵守するために適切なものであることを示す事項

(5) 国際信書便の役務にあっては、当該役務に係る外国の国名、地域名又は地名

注 引受地又は配達地ごとに記載すること。

2 他に事業を行っているときは、その事業の種類

注 事業の種類は、日本標準産業分類の分類に基づき、記載すること。

3 適用する信書便約款(該当する□欄にレ印を記入する。)

法第33条第3項の規定に基づき公示された特定信書便事業の標準信書便約款と同一の信書便約款

上記以外の信書便約款

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

適用する信書便約款について、標準約款か、認可約款かをチェックします。



様式第20(第41条関係)

事業概況報告書

年 月 日から 年 月 日まで  
年 月 日

総務大臣

(ふりがな)  
住 所  
(ふりがな)  
氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印  
許可の番号及び年月日

名称が、営業概況報告書から事業概況報告書に変わっています。

1 経営形態及び資本

経営形態 (該当事項を○で囲むこと。)	株式会社	合同会社	資本	資本の額又は出資の総額	千円	株式	発行する株式の総数	株
	合名会社	個人		当期中の増減額	千円		発行済株式の総数	株
	合資会社	その他		株主(社員又は組合員数)	人			

有限会社の区分がなくなっています。

2 役員

	役職名	氏 名	常勤非常勤の別
取締役 (理事) 等			
監査役 (監事) 等			

### 3 行っている事業

事業の種類	従業者数 (人)	営業収入（売上高） 構成比率（%）	事業の名称	従業者数 (人)	営業収入（売上高） 構成比率（%）
			合 計		100%

事業の名称から事業の種類に変わります。事業の種類は、日本標準産業分類の小分類又は細分類を記載します。

注1 事業の種類は、日本標準産業分類の分類に基づき、記載すること。

2 従業者数は、給料支払の対象となった月別支給人員（臨時雇用員にあっては、25人日を1人として換算）の該当事業年度における合計人員を当該事業年度の月数で除した人数とすること。

3 他の事業を兼務している従業者については、各事業に従事した分量の割合であん分して計算することとし、それらの按分が明らかでないときは、均等に従事したものとして、従業者数を計上すること。

4 適用する信書便約款（該当する□欄にレ印を記入する。）

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第33条第3項の規定に基づき公示された特定信書便事業の標準信書便約款と同一の信書便約款

上記以外の信書便約款

5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

適用する信書便約款について、標準約款か、認可約款かをチェックします。

様式第21 (第41条関係)

区分	一般信書便事業者	特定信書便事業者
----	----------	----------

注 区分の欄は、該当事項を○で囲むこと。

信書便事業実績報告書

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

許可の番号及び年月日

1 引受信書便物数実績

役 務	引受物数 (通)	営業収入 (千円)
一般信書便役務		
特定信書便役務		
1号役務		
2号役務		
3号役務		
国際信書便の役務		
そ の 他		
合 計		

各役務ごとに引受物数、営業収入を記載します。

注1 役務の欄には、該当事項を○で囲むこと。また、引受物数については、引き受けたことを記録する役務については、実績を、引き受けたことを記録しない役務については営業収入を当該役務の基本料金の平均額で割り戻す等の適宜の方法により推計して計上するとともに、算出方法を添付すること。

2 特定信書便役務の欄には、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第7項に掲げる区分ごとに引受物数及び営業収入（国際信書便の役務の引受物数及び営業収入を除く。）を計上すること。

3 国際信書便の役務の欄には、取扱地ごとに区分して引受物数及び営業収入を計上すること。

2 (略)

3 紛失その他の事故の状況

紛失(件)	毀損(件)

4 (略)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。



ご清聴ありがとうございました。